# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6年 2月 27日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 資 源 研 究 所 管 理 部 門 長 小 林 正 裕

1 . 調 達 内 容

(1) 調達件名及び数量 (単価契約) スルメイカ等卵稚仔処理業務 一式

(2)調達 仕様 入札説明書による。

(3)履行期限 令和7年3月14日

(4)履行場所入札説明書による。

(5)入 札 方 法

#### 2. 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け1 3水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。
- 3 . 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

①直接交付

 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

 国立研究開発法人水産研究・教育機構

 水産資源研究所 管理部門管理課用度担当

 電話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 0 8 5

 FAX 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1

- ② 郵 送 に よ る 交 付 封 書 に 「 ( 単 価 契 約 ) ス ル メ イ カ 等 卵 稚 仔 処 理 業 務 入 札 説 明 書 希 望 」 と 記 入 し 、 返 信 用 封 筒 ( 角 2 ) に 2 5 0 円 切 手 を 貼 付 し 、 上 記 ① あ て 郵 送 の こ と 。
- ③ メールによる交付 任意書式に「(単価契約)スルメイカ等卵稚仔処理 業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、 担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のう え、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

任 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 6 年 3 月 8 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル ( ア ド レ ス は 入 札 説 明 書に 記 載 ) 又 は ファックスにて 質 疑 を 行 う こ と。 当 日 ま での 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て 行 う と と も に 当 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ に て 公 表 す る こと に よ り 入 札 説 明 会 に 代 え る。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項

(3)提

競争参加者は、上記2. (5)および(6)を証明する証明書等を提出しなければならない。

(1) 証 明 書 等入 札 説 明 書 に よ る 。(2) 提 出 場 所3. ① に 同 じ 。

令和6年3月15日 17時00分

6. 入札の日時及び場所等

横浜庁舎 ビデオライブラリー室

 
 (2)郵便による入札書の
 令和 6年 4月 9日 12時00分 受領期限及び提出場所

 3.①に同じ。

7. そ の 他

( 1 ) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨 日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免 除。

限

(3)入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札 書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札 を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7)詳細は入札説明書による。

8.契約に係る情報の公表

( 1 ) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等<sup>※注1</sup> として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ と<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び

当機構における最終職名

- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上 ④ 一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
  - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約について は原則として93日以内)
- (5) その他 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。
- 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\_request/note\_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約いて、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約によ、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 業務仕様書

## 1. 件 名

(単価契約) スルメイカ等卵稚仔処理業務

### 2. 業務目的

本業務は、東シナ海・九州周辺海域でボンゴネットにより採集した標本について頭足類、魚卵・仔稚魚の選別・計測を目的とする。

3. 業務場所

契約締結業者指定場所

4. 予定数量

116 検体

5. 履行期限 令和7年3月14日

※ただし、頭足類幼生の査定結果の報告は当所が別途指定する ロット1~3 ごとに下記の期限までに完了すること。

・ ロット1(40検体): 令和6年8月30日

・ ロット2(40検体): 令和6年10月25日

・ ロット3 (36 検体) : 令和7年2月28日

## 6. 業務内容

当所から提供する、頭足類、魚卵、仔稚魚の標本の標本をそれぞれ以下のとおり選別作業を行うこと。

(標本は口径 70 cm のボンゴネット(目合:0.335 mm)の傾斜曳きで採集し 5% ホルマリンで固定・保存したもの)

#### (1) 標本の送付

水産資源研究所横浜庁舎より採集標本および標本一覧表(採集年月日、観測点番号等を記載)を一度にまとめて送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。

#### (2) 標本の確認

請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに取扱について協議する。

#### (3) 標本の査定対象

査定対象種は以下の通りとする。なお、マアジ卵については確実にマアジ卵と判断できるものを計数すること。

#### 〈杳定対象種〉

① 頭足類幼生: スルメイカ、その他イカ類

② 魚卵 : マアジ、サバ属

③ 魚類仔稚魚: マアジ、サバ属、マイワシ、カタクチイワシ、

ウルメイワシ、ブリ、レプトセファルス、未同定魚類

## (4) 頭足類標本の選別

標本を直径9 cm シャーレに少量ずつ入れ、全ての頭足類幼生を抜き出す。選別の際には、実体顕微鏡下で選別漏れがないか確認する。選別にあたっては、スポイトまたは先端の柔らかいステンレス製ピンセットを用いて全量を処理する。抜き出した頭足類をスルメイカとその他イカ類に選別・査定し計数する。選別した頭足類標本は、6 ml あるいは 10 ml のスクリュー管瓶等 (中敷き付の蓋やパッキン等の付いた容器、10 ml を超える場合は大きい容器で対応) に収容する。頭足類標本は 55%エタノールに保存する。容器蓋および容器内に入れる耐水紙ラベルには次の項目を記入すること。

- ・ 容器蓋: 航海名(2402SY等)、観測点番号、スルメイカあるいはその他イカ類
- ・ ラベル:航海名、採集年月日、観測点番号、スルメイカあるいはその他イカ類

#### (5) 魚卵・稚仔魚標本の選別

頭足類が抜き出された標本について、直径 10 cm シャーレに少量ずつ入れ、魚卵・仔稚魚を抜き出す。抽出した魚卵・仔稚魚の標本は、観測点番号別に保存する。選別の際には、実体顕微鏡下で選別漏れがないか確認する。選別にあたっては、スポイトまたは先端の柔らかいステンレス製ピンセットを用いて、魚卵・仔稚魚等の組織を損なうことの無いよう注意する。また、破損した魚卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しにも注意すること。魚卵または仔魚が特に多量の場合においても、プランクトン分割器等による分割は行わず、全量を処理する。ただし、カタクチイワシおよびキュウリエソ、マイワシ、ウルメイワシの卵については、分割して 100 粒以上取れれば分割可とする。シラス類については、分割して 500 個体以上取れれば分割可とする。

選別した標本は、魚卵および仔稚魚別(種査定対象魚種については種別)に、6 ml あるいは 10 ml のスクリュー管瓶等(内蓋・パッキン等の付いた容器、10 ml を超える場合は大きい容器で対応)に収容する。選別終了後の保存液は 5%ホルマリンとする。プランクトン残液は 100 ml UM サンプル瓶に移し替える。プランクトン残液が100 ml を超える場合は、複数のサンプル瓶に保存する。UM サンプル瓶は S 型コンテナ S14\*に収納する(\*三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色)。容器蓋および容器内に入れる耐水紙ラベルには次の項目を記入すること。

- · 容器蓋:航海名(2402SY等)、観測点番号、科名、魚卵あるいは仔稚魚
- ・ ラベル: 航海名、採集年月日、観測点番号、科名、魚卵あるいは仔稚魚

## (6) スルメイカの外套背長、頭幅測定およびマアジの体長測定

上記(4)で選別・査定したスルメイカの外套背長、頭幅を 0.1 mm 単位で測定する。 上記(5)で選別・査定したマアジ仔稚魚の体長を 0.1 mm 単位で測定する。上屈前仔魚 については脊索長、上屈仔魚・上屈後仔魚・稚魚については標準体長を測定すること。

## (7) 頭足類幼生の査定結果の報告

当所より提出する Excel 形式のファイルに頭足類幼生の査定結果を入力し、「5. 履行期限」に示す期限までに計数結果を当所横浜庁舎の担当者に報告する。なお、必要に応じて Excel 形式のファイルにより途中経過の提出を求める場合がある。報告はメールで行うこととし、報告用のメールアドレスは別途連絡する。

## (8) 魚卵・仔稚魚の査定結果の報告

当所より提出する Excel 形式のファイルに魚卵・仔稚魚の査定結果を入力し、履行期限までに当所に提出すること。なお、必要に応じて Excel 形式のファイルにより途中経過の提出を求める場合がある。

## (9) 成果物の送付

査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎に送付する。標本等については、種別 ごとに「8. 成果物納品場所および標本送付先」記載の場所へ送付すること。

#### 7. 査定結果の再点検

頭足類・魚卵・仔稚魚の査定結果について、一度点検を行った上でさらに再点検を行うこと。また、点検および再点検のうちのどちらかは査定者とは別の者が行うこと。

#### 8. 成果物納品場所および標本送付先

(1) <u>成果物</u>(査定結果を入力した Excel 形式のワークシート)標記については、下記まで送付すること。

〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎 浮魚第 3 グループ

#### (2) 選別後の標本送付先

標本等の種類ごとに下記3箇所へ送付すること。 なお、標本瓶や標本ラベルにかかる費用と運送費は請負者が負担する。

#### ① 水産資源研究所 横浜庁舎

- ・選別後の頭足類の標本
- ・標本が保存されていた 500 ml ポリ瓶

・ポリ瓶が収納されていたコンテナ 以上については、下記住所へ常温で送付すること。

〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎 浮魚第 3 グループ

### ② 水産資源研究所 長崎庁舎

・選別後の魚卵・魚類稚仔魚の標本以上については、下記住所へ常温で送付すること。

〒851-2213 長崎県長崎市多以良町 1551-8 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 長崎庁舎 浮魚第4グループ

#### ③ 水産資源研究所 塩釜庁舎

・プランクトン残液 以上については下記住所へ常温で送付すること。

〒985-0001 宮城県塩釜市新浜 3 丁目 27-5 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 塩釜庁舎 寒流第 2 グループ

### 9. その他

- (1) 査定物および時期については別途指示するものとする。
- (2) 請負者成果物と当所査定結果が整合した上で完了とする。
- (3) 詳細については担当者と協議のうえ施行するものとする。 また、完了後係員の検査を受け合格すること。